

消費税インボイス制度セミナー

消費税インボイス制度
& 電子帳簿の保存法参加
無料

日時 令和5年7月27日(木) 14:00~16:00

場所 行橋商工会議所 (行橋市中央1-9-50)

締切 7月13日 先着 50名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

～令和5年度税制改正～

令和5年度税制改正によるインボイス制度の見直し

1. 小規模事業者に係る税制控除に関する経過措置 (2割特例)
2. 1万円未満の返還インボイスの交付義務の免税
3. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置 (少額特例)

要件緩和された電子帳簿保存制度に対する対応

1. 電子取引のデータ保存制度の新たな猶予措置の創設
2. 電子取引のデータ保存制度における検索機能の確保の要件見直し
3. 令和6年以降の電子取引データの保存
4. 電子帳簿保存の手順をめぐるQ & A

講師

萩尾 博文 氏
(萩尾会計事務所)

消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス制度) が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」 (いわゆるインボイス) 等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。)

(FAXは切らずに送信してください)

「消費税インボイス制度セミナー」受講申込書

事業所名		TEL		参加者	
		FAX			
所在地	〒				

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
 ※当日に体温37.5度以上の方は、ご来場をお控えください。

申込・問合せ先 行橋商工会議所 TEL:0930-25-2121 FAX:0930-25-3488